

平成 23 年度産業財産権制度各国比較事業報告書

諸外国の地理的表示保護制度及び同保護
を巡る国際的動向に関する調査研究

平成 24 年 3 月

社団法人日本国際知的財産保護協会

3 - 7 マレーシア

1. 地理的表示の保護を図った主な法律等

- ・ Geographical Indications Act 2002 : 2002 年地理的表示法
(2000 年 5 月 30 日施行され、2002 年 1 月 24 日改正、2003 年 3 月 3 日施行された法律)¹

マレーシアにおいては、地理的表示の保護に関する独立した法律が存在する。

なお、マレーシアにおける地理的表示の保護の条件として、登録は義務ではなく、登録されていなくとも要件を満たす限り、地理的表示として保護を受けることができる。(地理的表示法 4 条)

地理的表示法に基づく地理的表示の登録は、当該地理的表示が有効なものとする一応の証拠となりうるものである(地理的表示法 20 条)。

(法律の目的)

地理的表示法は、地理的表示の保護及びそれに関連する事項について規定することを目的としている。(地理的表示法前文)

2. 地理的表示の定義

地理的表示法は、地理的表示の定義として、TRIPS協定型の定義を採用している。(地理的表示法 2 条「地理的表示」²)

(地理的表示の対象)

天然物、農産物、手工芸品又は工業製品。(地理的表示法 2 条「商品」)

¹ 本章における英文の地理的表示法の条文は、マレーシア知的所有庁のウェブサイトから入手した。

(<http://www.myipo.gov.my/en/geographical-indications/geographical-indications.htm>)

1) なお、条文の日本語訳は、AIPPI の仮訳である。

² 地理的表示法 2 条「商品」

「"geographical indication" means an indication which identifies any goods as originating in a country or territory, or a region or locality in that country or territory, where a given quality, reputation or other characteristic of the goods is essentially attributable to their geographical origin;" (強調付加)

3. 地理的表示の保護リスト

マレーシア知的所有庁のウェブサイト³から閲覧可能。

登録された地理的表示リストについては、後掲する参考資料を参照。

4. 地理的表示についての保護を受けるための手続き

マレーシアにおいて地理的表示の保護を受けるためには、マレーシア知的所有庁地理的表示局に登録出願を行い、登録しなければならない。(地理的表示法 9 条)

(登録申請者の範囲)

マレーシアにおいては、次の者が登録出願を行うことができる。⁴

- ・ 出願で特定されている地理的地域において、対象となる商品の生産者として活動している者
- ・ 管轄機関
- ・ 業界団体又は業界組合

(出願要件)

マレーシアにおける地理的表示登録出願の要件を次のように定めている。(地理的表示法 12 条)

- ・ 出願人に関する情報
- ・ 登録を求める地理的表示
- ・ 地理的表示の対象となる地理的領域
- ・ 登録を求める地理的表示で識別される商品
- ・ 当該商品の品質、社会的評価又はその他の特徴
- ・ その他、特筆すべき事項

(登録等の申請手続き)

出願書類について登録官が出願の審査を行い、登録すべきと判断した出願は公告される。(地理的表示法 13 条)

審査・異議期間を経て、登録料の納付がなされた出願につき、登録官は、当該地理的表示について登録を行った後、21 条に基づき地理的表示を使用する権利を有する全ての者に知らせるべく、少なくとも母国語及び英語にて新聞を通じてその旨を告示する。(地理的表

³ <http://www.myipo.gov.my/en/geographical-indications/statistics.html>

⁴ マレーシア知的所有庁ウェブサイト「General Information Geographical Indications」
「Who may apply for registration?」参照。
(<http://www.myipo.gov.my/en/geographical-indications/general-information.html>)

示規則 29 条)

登録官は、異議申立期間満了後、地理的表示の登録を認めるか否かの決定を下す（地理的表示法 16 条）が、かかる決定に不服の者は、高等裁判所に出訴できる。（地理的表示法 16 条(6)）

（外国の地理的表示の取り扱い）

地理的表示の原産国又は地域において保護されていない若しくは保護されなくなった、又は使用されていない地理的表示は、保護されない。（地理的表示法 4 条(c)及び(d)）

5. 異議申立制度

公告日から 2 か月の期間内に、利害関係人は、異議を申し立てることができる（地理的表示法 14 条）⁵。異議申立を受けた出願人は、所定の期間内に異議に対する応答手続きをすることができる。所定期間内（異議申立書受領日から 2 か月内）に出願人が応答手続きをしない場合には、当該出願は、放棄されたものとみなされる。⁶

（登録後の取消）

登録後の取消しは、利害関係者により、その理由を添付して登録官に請求することができる。（地理的表示法 22 条）

6. 保護の効力

（誤認混同の必要性）

下記の行為については、誤認混同が生じる場合、保護の効力が及ぶ。

- ・商品の地理的原産地に関して公衆を誤認混同する方法で、真の原産地以外を原産とする商品を表示するいずれかの手段による取引上の地理的表示の使用。（地理的表示法 5 条(1)(a)）
- ・商品の真の原産地を示しているが、公衆に対して他の地域を原産とする商品を誤って表示する地理的表示の取引上の使用（地理的表示法 5 条(1)(c)）

次の行為は、不正競争行為があった場合、保護の効力が及ぶ。

- ・パリ条約 10 条の 2 で意味する不正競争行為を構成する取引上の地理的表示の使用（地理的表示法 5 条(1)(b)）

ワイン及びスピリッツに関する地理的表示については、誤認混同が生じなくても、下記

⁵ 地理的表示法 14 条

⁶ 地理的表示法 15 条

の行為に対して保護の効力が及ぶ。

- ・ 真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された場合、「style」、「type」、「method」、「as produced in」、「imitation」若しくはそれらと類似の表現を伴う場合も含め、該当する地理的表示で特定されている場所を原産としないワイン又はスピリッツに、ワイン又はスピリッツに関する地理的表示の使用（地理的表示法 5 条(1)(d)）

（「型」等を伴う地理的表示に対する取扱い）

真正の原産地が表示される場合であっても、該当する地理的表示で特定されている場所を原産としないワイン又はスピリッツに、ワイン又はスピリッツに関する地理的表示を使用することに対しては、保護の効力が及ぶ。（地理的表示法 5 条(1)(d)）

（翻訳に関する取扱い）

真正の原産地が表示される場合であっても、該当する地理的表示で特定されている場所を原産としないワイン又はスピリッツに、ワイン又はスピリッツに関する地理的表示の翻訳を使用することに対しても、保護の効力が及ぶ。（地理的表示法 5 条(1)(d)）

（複合語に関する取扱い⁷⁾

明文の規定なし。

（「想起 (evoked)」させるような使用」に関する取扱い）

明文の規定なし。

7. 一般名称に関する規定

（一般名称の地理的表示の保護の可能性）

いずれの国の商品・役務の地理的表示についても、かかる表示が、マレーシアにおいて、当該商品・役務の一般名称として知られるものについて、あるいはいずれの国におけるワインに関する地理的表示であって、1995年1月1日の時点にて、ブドウの品類の名称としてマレーシア国内にて知られる名称については、地理的表示の保護は及ばない。（地理的表示法 28 条(3)）

（保護された地理的表示の一般名称化）

明文の規定なし。

⁷ 当該項目は『「A+B」という二語からなる地理的表示があった場合に、「A」又は「B」単独の使用も禁止するというような明文規定が存在するか』について調査を行った。

8. 権利執行者

(権利執行請求主体)

利害関係者（地理的表示法 5 条）

(権利執行主体)

裁判所

利害関係者からの請求に対して、地理的表示の不法使用の差し止め、損害賠償、及び該当するその他の法的救済を認めることができる。（地理的表示法 5 条）

9. 水際措置の有無と概要

マレーシア関税法においては、知的財産権の侵害物品を輸入禁制品として規定していないため、その水際措置を税関のみに一元化することが難しく、知的財産権関係法規に基づいて間接的に執行することになる。現法令によれば、水際措置については請求を一義的にマレーシア知的財産庁が受理するという形になっている。なお、マレーシアにおける水際の侵害品取締りに関する規定を有する法は、商標法及び著作権法のみであり、地理的表示法には規定は存在しない。⁸

10. 執行実績、主要侵害裁判例

文献調査では、該当する資料を発見することができなかった。

11. 地理的表示に関する規定及び商標に関する規定との間の調整規定

一 地理的表示に関する規定上の商標との間の調整規定

(地理的表示と商標の抵触に関する規定)

地理的表示法の施行前、又は、地理的表示が原産国において保護される以前に善意で出願・登録された商標について、効力は及ばない。また、地理的表示と同一・類似の商標につき、その商標登録の有効性、登録性、使用権を害するものではない。（地理的表示法 28 条(2)）

(地理的表示の出願・登録以前より善意で使用されていた商標の使用：先使用の可能性)

上述の通り、地理的表示法の施行前、又は、地理的表示が原産国において保護される以前に善意で出願・登録された商標については、先使用が認められる。（地理的表示法 28 条(2)）

⁸ http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/UFJ/honbun_my.pdf の 1 頁を参照。

一商標に関する規定上の地理的表示との間の調整規定

(商標と地理的表示の抵触に関する規定)

次のものは、商標として登録されない。

- ・ 地理的表示で示されている原産地を原産としない商品に関する地理的表示を含む又はそれらから構成される商標。ただし、マレーシアにおける当該商品に関する表示の使用が、商品の真原産地に関して公衆を誤認させる性質がある場合に限る。(商標法 14 条(f))
- ・ ワイン又はスピリッツに関する地理的表示を含む又はそれらから構成される、ワイン又はスピリッツに関する商標。ただし、該当する地理的表示で示されている場所を原産地としない場合に限る。(商標法 14 条(g))

ただし、次の場合は、上記の規定の適用が除外される。(商標法 14A 条)

- ・ 地理的表示で示されている原産地を原産としない商品に関する地理的表示を含む又はそれらから構成される商標が、地理的表示法の施行前又は本国での地理的表示保護の開始前に、登録出願が善意で行われていた、又は商標登録の出願人又はその前任者によって、取引において善意で継続的に使用されていた場合
- ・ 該当する地理的表示の保護が停止されていた場合又は未使用だった場合

(商標の出願・登録以前より善意で使用されていた表示の使用：先使用の可能性)

上述の通り、一定の条件を満たせば、先使用が認められる。(商標法 14A 条)

12. 地理的表示を使用できる者の範囲の特定方法

(地理的表示を使用できる者の範囲の特定方法)

登録された地理的表示は、登録簿において特定されている地理的地域において活動をしている生産者のみが、使用することができる。(地理的表示法 21 条)

(上記特定方法と地理的風土等との密接関連性)

地理的表示の登録出願時に、次を特定しなければならない: (i) 対象となる地理的地域、(ii) 対象となる商品、(iii) 品質、社会的評価、その他の特質。(地理的表示法 12 条)

(地理的表示を使用できる者の範囲特定時の問題)

明文の規定なし。

文献調査では、該当する資料を発見することができなかった。

(参考資料) 登録された原産地表示リスト⁹

No.	地理的表示
1	Sarawak Pepper
2	Sabah Tea
3	Borneo Virgin Coconut Oil
4	Tenom Coffee
5	Sabah Seaweed
6	Bario Rice
7	Buah Limau Bali Sungai Gedung
8	Pisco
9	Scotch Whisky
10	Sarawak Beras Biris
11	Sarawak Beras Bajong
12	Kuih Lidah Kampung Berundong Papar
13	Tambunan Ginger
14	Sarawak Sour Eggplant
15	Sarawak Layered Cake
16	Sarawak Dabai
17	Cognac
18	Parmigiano Reggiano
19	Langkawi Cheese
20	Sarawak Litsea

⁹ <http://www.myipo.gov.my/en/geographical-indications/statistics.html>

2012年3月

特許庁委託 平成23年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

諸外国の地理的表示保護制度及び同保護
を巡る国際的動向に関する調査研究

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル4階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>